

○京田辺市学校教育審議会運営規則

令和 3 年 3 月 3 0 日

教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京田辺市学校教育審議会設置条例（令和 3 年京田辺市条例第 4 号）第 1 0 条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 京田辺市協働のまちづくり推進協議会委員
- (3) 京田辺市PTA連絡協議会委員
- (4) 京田辺市立小・中学校長
- (5) 京田辺市立小・中学校教頭
- (6) 京田辺市民生児童委員協議会委員
- (7) 公募による者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(会議の公開)

第 3 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第 4 条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。